

スイスの空間計画の仕組みとガバナンス

幸 田 雅 治

1 スイスの空間計画の制度

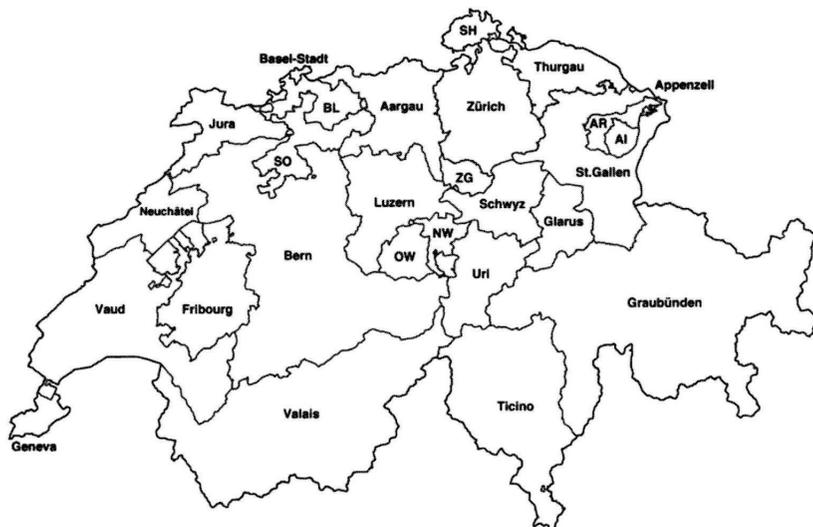
(1) 空間計画の体系

スイスは、連邦制国家である。州が基本的な空間計画の法制度を整えているが、連邦は、空間計画法（Bundesgesetz über die Raumplanung）によって、連邦全体の空間秩序の規律に関する基本的な考えを示している。併せて、連邦が管轄する事業計画があり、エネルギー、交通、観光などの分野ごとの目標が定められている。

州（Canton）は、図1の通り、26州ある。州の空間計画は、基本計画（Richtplan）に集約される。基本計画では、居住地区、農業地区、自然保護地区などの土地利用に関する面的なゾーニング、交通などの線的な計画、公共施設や廃棄物処理施設などの点の施設が示されている。基本計画は、すべての空間的秩序に関係する諸機関を拘束する。併せて、州が管轄する事業計画がある。Richtplanは、25年のスパンの計画で、10年ごとに改訂される。

市町村（Gemeinde）は、2294ある。市町村の空間計画は、土地利用計画（Nutzungsplanung）に集約される。土地利用計画では、建築条例に基づくゾーニング計画、建築規制が定められており、土地所有者に対して拘束力を持っている。このほか、建築計画、開発計画、景観計画なども定められている。また、土地利用計画には、居住地計画、交通計画、公共施設計画などの部門別基本計画が定められている。

図1 スイスの26州



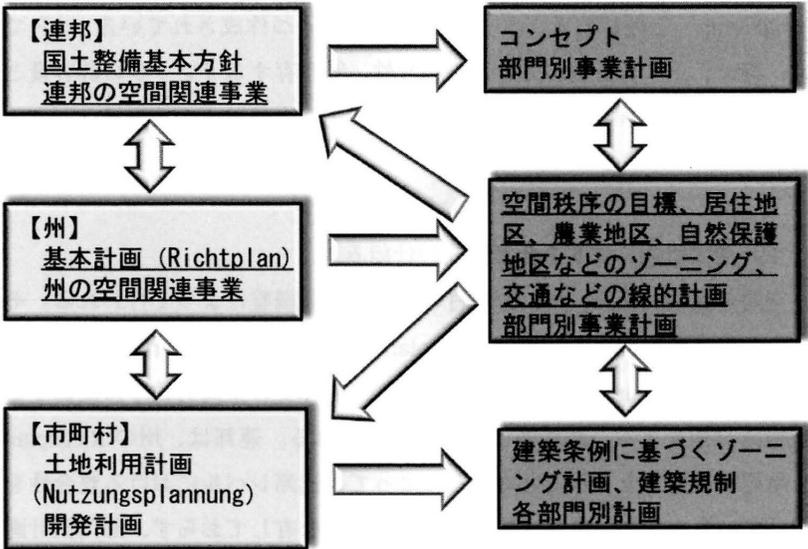
連邦、州、市町村における空間計画の体系は、図2の通りである。

スイスでは、州と市町村の中間に、175の郡(Bezirk)がある。日本の郡と同様に、単なる領域区分的なものであるが、この単位をベースにした148の空間計画地域(Raumplanungsregionen)が設定されている。郡がそのまま空間計画地域になっている場合といくつかの郡がまとまって空間計画地域になっている場合があるが、郡が基本となっていることには変わりはない。空間計画地域は、州の指導の下で市町村の連合として組織されているもので、「広域計画(Regionalplanung)」と呼ばれており、市町村計画に置き換えることができる。広域計画は、スイスでは一般的に、州と市町村が共同で定める¹⁾。広域計画は、基本計画と同様に、すべての空間的秩序に関係する諸機関を拘束する。

図3にあるように、広域計画として、11の広域計画(RSZからPZUま

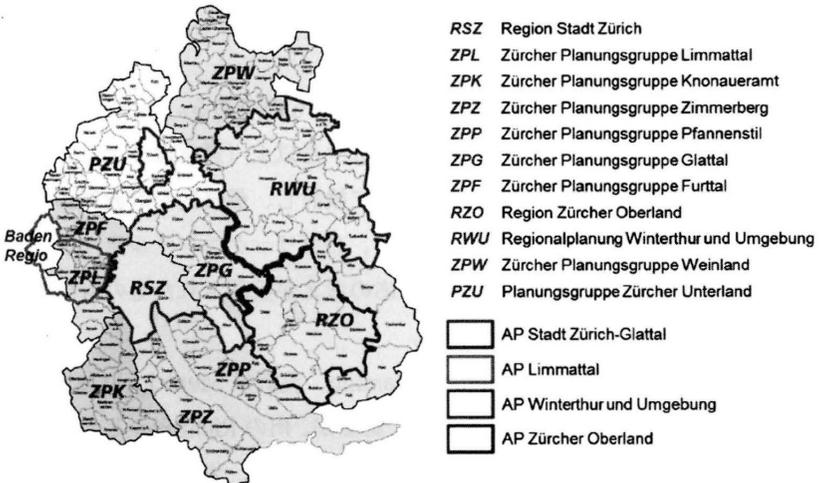
1) 小澤丈夫・角哲ほか「スイス・パーゼル=シュタット準州におけるBebauungsplanを用いた都市空間デザインの特徴」日本建築計画系論文集第83巻第748号、2019年6月

図 2 空間計画の体系



筆者作成

図 3 広域計画



参照：チューリッヒ州資料

で)が作成されている。また、広域計画以外に、AP (Agglomerationsprogramm) と呼ばれる、より広域の計画も4つ作成されている。APでは、特に、①広域計画の方針との整合性、②現存するインフラの許容量と新たに整備すべきインフラとの整合を踏まえた交通計画が重要視されている。

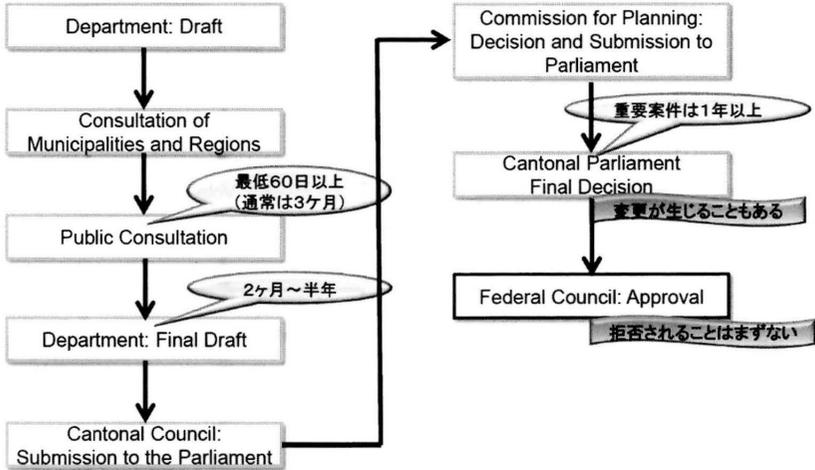
(2) 空間計画に関する合意形成の仕組み

空間計画は、連邦、州、市町村の役割分担と調整によって行われる。その中心的役割を担うのが州の Richtplan (英訳: Cantonal Structure Plan) である。Richtplan は、先に述べたように、すべての空間的秩序に関する諸機関を拘束する。諸機関には連邦も含まれる。連邦は、州の Richtplan を承認する権限を有していることによって、連邦レベルにおける整合性を図っている。一方、連邦は基本計画策定権限を有しておらず、部門別計画 (Sachplan) を策定するが、部門別計画は州の Richtplan と整合性を取らなければならない。つまり、連邦の権限とされる高速道路や高速鉄道を実施するためには、州の Richtplan に位置付けられなければならない、事業を実施することができない。

図4は、Richtplan の策定の手続きを定めたものである。Richtplan に対して、パブリックコンサルテーションが2ヶ月以上 (通常は3ヶ月) 行われ、出てきた意見を2ヶ月から半年かけて検討し、最終的な計画案が作成される。計画案が州議会にかけられるが、パブリックコンサルテーションで出てきた意見とそれに対する州の対応の考えが整理されたものも同時に議会で審議されることになっている。

市町村の土地利用計画 (Nutzungsplanung、英訳は Municipal Land Use Plan) は、土地所有者を拘束するものであるが、州の Richtplan との整合性が求められる。土地利用計画は、建築の規模や用途、オープンスペースの割合等を規定するゾーニング計画 (Zonenplan)、住宅以外の用途を限定する住宅地区計画 (Wohnanteilplan)、騒音限度レベルを規定する騒音レベル限度計画 (Lärmempfindlichkeitsstufenplan) からなる。また、具体的な計

図 4 州の基本計画の策定手続



チューリッヒ州資料を元に筆者作成

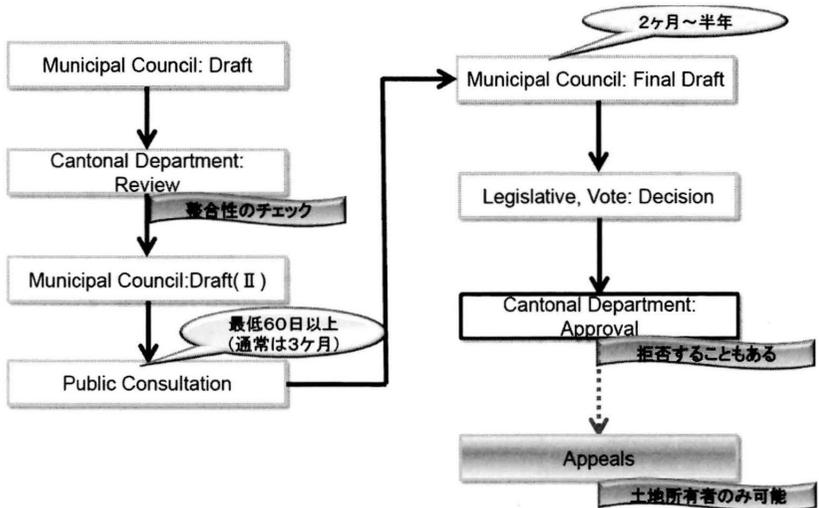
画範囲を対象に、土地利用計画よりも詳細かつ具体的な土地利用を定める特別土地利用計画 (Sondernutzungsplanung) が定められる。特別土地利用計画は、ドイツの B プラン (Bebauungspla) に相当する。土地利用計画及び特別土地利用計画は、建築の申請に対して適用され、承認又は却下される。つまり、土地利用計画及び特別土地利用計画は、行政機関を拘束するとともに、土地利用者を拘束するものである。

図 5 は、土地利用計画の策定の手続きを定めたものである。土地利用計画は、Richtplan と同様、パブリックコンサルテーションが 2 ヶ月以上 (通常は 3 ヶ月) 行われ、出てきた意見を 2 ヶ月から半年かけて検討し、最終的な計画案が作成され、市町村議会にかけられる。ここでも、パブリックコンサルテーションで出てきた意見とそれに対する市の対応の考えが整理されたものも同時に議会で審議されることになっている。

土地利用計画は、土地所有者を拘束するものであるから、これに対して、異議がある土地所有者は不服審査機関に申し立てることができ、最終的には連邦裁判所に訴えることができる。

以上は、Richtplan 及び Nutzungsplanung の正規の手続きであるが、こ

図5 市町村の土地利用計画の策定手続



チューリッヒ市資料を元に筆者作成

れとは別に、住民参加手続きも取られている。ワークショップによって合意形成を図る手法であり、住民の意見を幅広く取り入れ、反映することとされている。

(3) チューリッヒ州及びチューリッヒ市における空間計画とガバナンス
 チューリッヒ州及びチューリッヒ市における空間計画について述べる前に、スイスの国土整備基本方針（Raumkonzept Schweiz 2012）に触れる。同基本方針では、次の5項目が基本理念として定められている。

- 1：住宅地の品質と地域の多様性を促進する
- 2：天然資源を確保する
- 3：モビリティを制御する
- 4：競争力を強化する
- 5：連帯感を生む

その中で、チューリッヒ都市圏については、次の5項目を基本的な方針としている。

- 知識経済のための立地条件を奨励する
- 生活の質を高めることを可能にする
- 都市圏の開発重点を奨励する
- 多様で魅力的な住宅の提供を確保する
- 多様な景観と近郊保養地を保護する

チューリッヒ州は、スイス連邦共和国の北東部に位置する、人口約 130 万人、面積約 1660km²の州である。スイスでは、州が土地整備やその利用に関する計画の策定権限を有するとともに、市町村の土地利用計画を承認する権限を有しており、広域的な都市整備において中核的な役割を担っている。

州の Richtplan には、次の項目が盛り込まれる。

- 1 州の全体的な空間計画の方針
- 2 住宅開発計画
- 3 景観計画
- 4 交通ネットワークとインフラ
- 5 インフラ整備（エネルギー、水、下水道、廃棄物処理）
- 6 公共の建築計画（学校、病院、政府機関）

そして、上記のそれぞれの項目に関して、次の内容が規定される。

- 1 目標と目的
- 2 マップコンテンツ（概要、優先順位、手順）
- 3 実施のための措置（当局への申請の指示（市町村、広域組織、州、近隣州及び連邦政府）と更なる手続き）

チューリッヒ都市圏における都市整備計画のガバナンスに関する制度と実態を調査するため、2016 年 9 月 5 日（月）、チューリッヒ州建設省空間開発庁（Amt für Raumentwicklung, Abteilung Raumplanung）を訪問し、チューリッヒ州における都市整備計画の概要、州内市町村に対する監督、州内市町村間の合意形成や利害調整のしくみ等についてヒアリングを行った。

チューリッヒ州空間開発局空間計画部の Lucas Schloeth 氏のヒアリングでは、第一に、スイスでは、州が土地整備やその利用に関する計画の策定権限を有するとともに、市町村の土地利用計画を承認する権限を有しており、広域的な都市整備において中核的な役割を担っていることについて確認することができた。

第二に、隣接しているアールガウ州と共同の組織を構築し、Limmattal 大都市圏プログラムを作成していることについての説明があった。この Limmattal 大都市圏プログラムは、先に述べた AP であるが、策定主体は州とのことであった。この AP の策定に当たっては、フォーマルなものではないが、関係する基礎自治体の意見も聞く。広域計画で基礎自治体の意見は反映されるため、この AP では、インフォーマルな意見聴取になるようである。広域計画では、基礎自治体の意見に加え、経済界をはじめとする地域の関係団体から意見聴取が行われる。

第三に、パブリックコンサルテーション (PC) は、一般的な市民対象の PC と関係の深い団体等を対象とする PC とがある。この PC は、1 つの基本計画に関して何千件も来るが、全ての意見に対してしっかりとした議論をした上で、州の考えを報告書にまとめる。そして、その報告書を議会に提出して審議してもらうとのことであった。PC には、経済界の意見など各種団体の意見とともに、住民 1 人 1 人の意見が提出されるが、住民の意見をより重視しているとのことであった。

チューリッヒ市は、人口約 38 万人、面積約 88km²のチューリッヒ州の州都であり、スイス最大の都市でもある。そこで、都市整備をめぐる広域自治体と基礎自治体の関係のあり方について調査するため、2016 年 9 月 8 日 (木)、チューリッヒ市都市整備部 (Amt für Stadtebau) を訪問し、州と市の関係、また、地域の住民や民間組織等の参加の状況についてヒアリングを行った。

チューリッヒ市都市整備部の Richard Heim 氏からは、第一に、チューリッヒ都市圏の都市整備は、公共交通計画と土地利用計画が密接に関連づけられている点に特徴があるとのことであった。交通計画は自治体の発展

に大きく関わっているのです、大変重要である。空間計画は、州の基本計画が拘束力を持っているので、最終的には州の許可が必要となる。1990 年には、州と市の間大きな対立があった。州は、チューリッヒのほとんどの地域を建ぺい率の高い地域に指定しようとしたが、市は反対した。市は、1992 年に土地利用計画を公表したが、その 3 年後に州はそれを否定し、州の考えに基づく計画を決めたが、結局使い物にはならなかった。その後、市は、1999 年に新しい土地利用計画を策定した。

第二に、パブリックコンサルテーションは 2 か月以上であるが、1 年ぐらいかかることもあるとのことで、1992 年の際は、3000—4000 件も出され、1 年以上かかったようである。そして、議会への報告書が作成されるとともに、公開される。また、土地利用計画に関する州裁判所への訴えは、毎回 400 件ぐらいは出る。裁判所で、住宅地の保全の観点から、低層になった例はあるとのことであった。

第三に、PC などの公式手続き以外に、住民への説明は丁寧に行っている。前の土地利用計画の際には、45 回も公開説明会をした。また、周辺自治体の意見をしっかりと聞く。PC と同様に、報告書が作られて議会に提出される。

以上から分かることは、州及び市のいずれにおいても、住民や関係団体の様々な意見を非公式の意見聴取を含めて、幅広く聴取して、その意見を反映する手続きがしっかりと取られていることが分かる。

2 日本の空間整備の仕組みとガバナンス

(1) 空間整備に関する法制度

日本の空間整備の仕組みは、国土利用計画法第 9 条第 2 項に規定する 5 つの地域区分（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）に対応した個別法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法）により、個別の規制が行われる形となっている。しかし、これらの制度が空間整備の実効ある仕組みとして

十分に機能しているとはいえない。また、空間整備への住民の参加が十分に担保されていないと言われている。スイスを含む西欧先進国と比較するとともに、日本の問題点について述べることにする。

第一に、空間整備に関する法制度についてである。ドイツ、フランスなど先進諸国では、「計画なければ開発なしの原則」及び「建築調和の原則」が確立している。すなわち、全国土を規制対象としたうえで、自治体のマスタープラン（スイスでは、Richtplan に相当）にすべての空間的秩序に関係する諸機関に対する法的拘束力をもたせている。

また、地区詳細計画（スイスでは、Nutzungsplanung 及び Sonder-nutzungsplanung に相当）は、市町村が地区単位で市民に対し拘束力のある規律を課するものとなっている。ゾーニングと建築規制が一体的に表示されており、目的や効果などを説明する理由書が添付されている。つまり、市町村が、都市計画・規制基準の策定を行い、これに沿って開発・建築審査をし、建築許可が行われている。また、先進諸国では、全国土をカバーする都市と農村を含めた土地利用の考え方を示すとともに、都市と農村を通じた法的規制を行っている。

これに対して、日本では、都市計画法が土地利用規制と公共施設の整備のみを対象としているが、マスタープランが法的に拘束することはない。また、都市計画と関連が深い交通計画、中心市街地活性化計画、環境管理計画などとの整合性や、市町村の他の計画との統合・調整の仕組みもない。さらには、他の市町村との調整の仕組みも存在していない。日本においては、「空間計画法」としての意味をもつ都市計画・建築法制は存在しないと言える。木下勇によれば、西欧のプランナーたちからは「日本には計画がない」と皮肉られることにもなっている²⁾。

また、日本の建築基準法は、一定規模以上の建築行為について「最低の基準」（同法1条）に適合しているか否かを確認するという限定した規制を

2) 木下勇「西欧の空間計画制度が定着しないのはなぜか？」農村計画学会誌 Vol. 30、No.2、2011年9月

しているに過ぎない(同法 6 条 1 項)。また、建築規制の一種としての現行の都市計画法上の開発許可制度(同法 29 条及び 33 条)も、許可制が採られてはいるものの、技術基準に適合すれば許可しなければならない羁束処分であり、市街化調整区域以外では技術基準のみで許可が可能で、小規模開発や建築を目的としない土地利用変更は対象外とするなど必要最小限規制にとどまっている。

第二に、空間整備に関する住民参加についてである。スイスでは、Richtplan 及び Nutzungsplanung のいずれに対しても、パブリックコンサルテーションが丁寧に行われ、それが議会で審議の対象となっている。また、Nutzungsplanung に対しては、土地所有者の異議申立て権及び訴権が保障されている。

これに対して、日本では、都市計画法の計画決定・開発行為の許可、建築基準法の建築確認と許可等の各手続において、住民参加が権利として保障されていない。また、裁判所は、都市計画決定に処分性を認めず、したがって、都市計画決定の段階で、司法審査が及ばない。

また、西欧では、上記のような法的制度としての住民参加の保障とともに、ワークショップなどによる実質的な住民の合意形成手続きが丁寧に行われている。チューリッヒ市のヒアリングにおいて、市役所の地下ホールを見学した。そこには、大きな市全域をカバーする模型があり、その模型は区画ごとに取り外しができ、新たな土地利用案を模型にはめ込むことができる。その横にワークショップで使用する机が置かれており、模型を見ながら、議論をすることができるようになっている。また、チューリッヒ市では、1980 年から、建築専門家から空間整備の案を募り、それを審査して採用する手法である Gestaltungsplan という手法が採られている³⁾。

第三に、スイスでは、広域的な都市整備計画、隣接する地域との共同計画などが策定され、重層的な都市整備の相互調整の取り組みが図られてい

3) 小澤丈夫・角哲ほか「スイス・チューリッヒ市における Gestaltungsplan を用いた都市空間デザイン手法の特徴」日本建築計画系論文集第 83 巻第 744 号、2018 年 2 月

る。148の空間計画区域が設定されているし、チューリッヒ市に隣接するLimmattalのAgglomerationsprogrammも相互の調整を図りながら策定している。

これに対して、日本では、首都圏整備計画など、法律に基づく広域計画が形の上では存在するが、全くと言っていいほど機能していないし、広域的あるいは隣接する自治体間での都市整備に関する計画の相互調整は実質的な意味では全く行われていない。

(2) 広域的都市整備のガバナンスのあるべき方向性

住民参加の充実や重層的な議論の場の存在はもちろん重要であるが、これらが機能するためには、まず、その対象となる都市整備の仕組みのあり方が問われなければならない。この点からは、第一に、市町村の空間整備に関する総合的な権限が明確になることが欠かせない。2000年（平成12年）の地方分権一括法の施行により、都市計画決定など「まちづくり」が自治事務とされた（地方自治法2条）。しかし、基礎自治体（市町村）への権限移譲はなお不十分である。例えば、幹線道路計画など主な公共施設の整備は、国や都道府県の権限とされ、市区町村はその計画を変更・廃止することはできない。

全国市長会は、「土地利用行政のあり方に関する研究会報告書」（平成29年5月）⁴⁾で、「元来、都市的土地空間と農山漁村等の非都市的な土地空間は、連続した空間領域であり、相互に関連し、依存しあう性格を有している。我が国においては、近代化以降、都市と農山漁村、森林は機能的に区分され、それぞれ別個の法制度によって計画・管理されるようになったが、都市化が進展し、都市、農村の区別なく成熟社会を迎えている現代にあつては、これらの土地空間の相互依存性はますます強まっており、一元的・包括的に計画・管理することが望まれる。」との現状認識を示すとともに、

4) http://www.mayors.or.jp/p_action/documents/290525tochiriyou_houkokusho.pdf

①土地利用の現場である都市自治体レベルにおいて、都市的土地利用と非都市的土地利用を含めた一元的な土地利用行政を実現するための計画体系(都市・農地・山林等市域の全体を包含する土地利用マスタープランを軸とした計画の仕組)・法体系を構築すること、②都市自治体が意思決定した市域全体の計画体系に法的拘束力を付与し、これに基づかなければ新たな土地利用を行うことができないことを基本とする、「計画なくして開発なし」の仕組を構築すること、③土地利用の計画の実効性を担保するため、建築物の用途や高さ・容積率といった、まちづくりに関係する規制を都市自治体が的確に行うことができる仕組を検討すること、などを提言している。

日本において、都市と農地を含めて土地利用規制を行うためには、わが国国土をカバーする「空間計画法」としての意味をもつ都市計画・建築法制としなければならない。そのためには、農地や林地の土地利用も都市計画に含める必要がある。そして、住民と近い関係にあり、かつ、地域特性に応じた具体的施策を実施することが可能な自治体(基本は市町村)に、総合的な都市計画策定、開発・建築審査の権限が与えられなければならない。

第二に、住民参加の拡充である。現行制度上は、都市計画に関する行政計画策定や開発行為・建築行為を認める際に、利害関係を有する住民の参加が権利として保障されていない。都市計画法の開発行為の許可、建築基準法の建築確認については、周辺住民の意見提出の手續が法定されておらず、都市計画法上の計画策定手續における公聴会の開催等(同法16条)や意見書提出(同法17条)が可能となっているが、公聴会の開催等は、都道府県や市町村の任意に任されており、意見書提出も、それに対する応答が義務づけられていない。また、公告縦覧されるのは、案がほぼ確定した最終段階でなされており、現実的にそれ以降に住民の意見が反映される余地は極めて小さい。

(3) 日本の都市整備に関する制度改善に向けて

スイスにおける広域的都市整備の仕組みを参考にして、日本における制

度の改善方向について考えてみる。

第一に、自治体に都市整備の総合的権限、とりわけ交通網に関する権限を与えることが重要である。仮に、コンパクトシティを進める場合、交通網の整備を居住・都市機能のまちなかへの集約と連動して行うことが必要となるが、我が国では、バスに関する一部の権限を除いて、自治体は交通関係に関する権限を有していない。スイスでは、連邦が行う基幹的な交通網整備であっても Richtplan に位置付けられなければ、その事業を実施することができない。日本はこのような権限を有していないばかりか、地域交通に関する権限も基本的に国土交通省が有している状況にある。チューリッヒ市の Richard Heim 氏の言が強調するように、交通計画は都市整備の肝である。OECD のレポート⁵⁾でも、都市整備のガバナンスにおいては、交通計画と空間計画の効果的統合 (effective integration) を達成することが重要とされている。

先に述べたように、全国市長会は、「都市と農山漁村を包含した一元的な土地利用行政の確立」、「計画なくして開発なし」の仕組の構築」などを提言しているが、このような一元的な土地利用行政とともに都市整備において欠かせない交通計画に関する実質的な権限を自治体に与えることが必要である。

第二に、都市整備のガバナンスにおいて、自治体は住民参加を保障するとともに、住民からの意見への応答性を果たす必要がある。我が国では、都市計画の決定又は変更について、住民の訴権が保障されていない。最高裁は、取消訴訟等の対象としての処分性を否定しており⁶⁾、都市計画決定等に不服がある者は、直接その適否を争うことができない状況にある。スイスにおいて、日本の都市計画に相当する土地利用計画において土地所有者に訴権が認められているが、他の欧米先進国のいずれの国でも、裁判で

5) “Governing the City” (OECD Regional Development Policy Division 2015) p29.

6) 工業地域の指定の処分性を否定した最判昭和 57・4・22 民集 36 卷 4 号 705 頁、都市計画法に基づく地区計画の決定の処分性を否定した最判平成 6・4・22 裁判集民 172 号 445 頁など

争うことができる。日本においても、都市計画を取消訴訟の対象とすべきである。

また、現在、都市計画決定等を争うことができない日本において、少なくとも、都市計画の決定過程において、住民参加を法的に保障するとともに、住民の意見に対する自治体の応答性を確保する必要があるだろう。自治体が住民の意見に応答する義務を果たしていなければ、その手続きが違法となる仕組みを設けることも考えられる。

また、住民の意見に対する自治体の考えを整理したものを議会で審議の対象とするスイスの方式も大変参考になる。住民の意見が1つ1つ適切に考慮されているかどうかを議会で審議することになれば、住民の意見を軽く扱うことの歯止めになる。

第三に、広域的なレベルでの都市整備のあり方について議論する場をつくることが不可欠である。スイスでは、広域計画や AP の作成の際には、関係する州や市町村の参加の元に作成されている。これに対して、わが国では、自治体が広域的な都市整備について議論する場がほとんど存在しない。この点については、本号の別の論説で取り上げる。

【参考文献】

原科幸彦・小泉秀樹編著 (2015) 「都市・地域の持続可能性アセスメント学芸出版社
全国市長会「土地利用行政のあり方に関する研究会報告書」平成 29 年 5 月

Kanton Zürich Richtplan 22 Oktober 2018

https://are.zh.ch/internet/baudirektion/are/de/raumplanung/richtplaene/kantonaler_richtplan.html

https://are.zh.ch/internet/baudirektion/are/de/raumplanung/richtplaene/kantonaler_richtplan/_jcr_content/contentPar/downloadlist_0/downloaditems/427_1555485971996.spooler.download.1555488015768.pdf/20181022_Richtplantext.pdf

Langfristige Raumentwicklungsstrategie Kanton Zürich 10. Dezember 2014

https://are.zh.ch/internet/baudirektion/are/de/raumplanung/strategien-konzepte/langfristige-raumentwicklungsstrategie/_jcr_content/contentPar/downloadlist/downloaditems/361_1422374944004.spooler.download.1423567808983.pdf/LaRES_S_Schlussbericht.pdf

Räumliche Entwicklungsstrategie Stadt Zürich

https://www.stadt-zuerich.ch/hbd/de/index/staedtebau/planung/raeumliche_e

ntwicklungsstrategie/publikation.html

Bauordnung der Stadt Zürich Bau- und Zonenordnung vom 23. Oktober 1991 mit Änderungen bis 28. August 2019

https://www.stadt-zuerich.ch/portal/de/index/politik_u_recht/amtliche_sammlung_inhaltsverzeichnis/7/700/100/100_v22.html

Planungsinstrumente Oktober 2012 Stadt Zürich

https://www.stadt-zuerich.ch/hbd/de/index/bewilligungen_und_beratung/beratungsangebot/planung/best_practice_planungsinstrumente.html

Agglomerationsprogramm Limmattal 3. Generation, 14.09.2018

https://afv.zh.ch/internet/volkswirtschaftsdirektion/afv/de/gesamtverkehr/agglomerationsprogramm/agglomerationsprogramm3generation/_jcr_content/contentPar/downloadlist_1/downloaditems/pr_fbericht.spooler.download.1537165985216.pdf/KTZH_AFV_AP3_Pruefbericht_Limmattal.pdf

Agglomerationsprogramm Limmattal 2. Generation, 26. Februar 2014

https://afv.zh.ch/internet/volkswirtschaftsdirektion/afv/de/gesamtverkehr/agglomerationsprogramm/agglomerationsprogramm2generation/_jcr_content/contentPar/downloadlist_0/downloaditems/pr_fbericht_des_bund.spooler.download.1454928748839.pdf/KTZH_AFV_AP2_Pruefbericht_Limmattal.pdf

Bau- und Zonenordnung (BZO 2016) Stadt Zürich

https://www.stadt-zuerich.ch/hbd/de/index/staedtebau/planung/bzo.html#erarbeitung_bzo_2016

GESTALTUNGSPLANVERFAHREN Stadt Zürich 02/2019

<https://www.stadt-zuerich.ch/hbd/de/index/staedtebau/planung/gestaltungspl an.html>